

「ちょっとだけなら……」という油断が重大事故につながり、人命をも奪うスマートフォンを見ながらの運転。罰則が強化されることで違反者はいなくなるのだろうか。

「ながらスマホ運転によって、家庭が壊れました（加害者は）危ないこと、やっちゃいけないとわかってい

てやっています。これは殺人に近い状態、悪質性が非常に高いと思っています」

今年9月、ながらスマホ運転の事故で死亡した被害者遺族らとともに「ながらスマホ運転被害者遺族の会」を立ち上げた井口貴之さん（47）は、悔しさをにじませながら、そう無念さを語る。

昨年9月、スマホで漫画を読みながらワゴン車を運転していた運送会社の男（当時51）に追突され、何ひとつ落ち度のない妻の百合子さん（当時39）は命を落とした。事故現場となったのは、新潟県南魚沼市の

違反点数、反則金は約3倍

を見ただけ」で 一発免停！



※写真はイメージです

「警察に、スマホで漫画を読んでいた」と告げられたときは非常に

ショックを受けました。妻の葬儀のとき、すでに受刑者は警察に事故原因を認めていました。なのに、葬儀の際に渡してきた手紙には、自分の不注意で命を奪ってしまったと書いているのです」

裁判で明らかになったのは、男がハンドルの上に置いたスマホで漫画を読み、前を見ずに下を向き運転していたこと、3秒以上よそ見をする

ことなどの悪質性。今年8月、懲役3年の有罪判決が確定し、男は今、収監されている。

「私は事故の後、うつ病を発症し現在も治療中です。同居していた私の父は、妻が亡くなったショックで認知症を発症しました。私たちの人生設計は、ながらスマホ運転で狂わされました……苦しいです」

改正道路交通法で

「スマホ 相次ぐ「ながら運転」 が厳罰化

（交通の危険）も、現行より大幅に厳罰化される。

「違反点数が、保持が1点から3点、交通の危険が2点から6点になり、一発で免許停止になります。反則金も保持で普通車は6000円から1万8000円に。交通の危険は反則金の対象外となり、1年以下の懲役または30万円以下の罰金という罰則が科せられます」

九州大学 教授で、交通心理学が専門の日本交通心理学会の志堂寺和則氏は、

「現在の刑法では、ながらスマホ運転で人を死なせた場合には「過失運転致死傷」にしかならない。『危険運転致死罪』（最高刑懲役20年）が適用できるよう法改正も訴えていきたい」

今年5月、ながら運転の罰則化などを盛り込んだ改正道交法が成立した。12月1日から施行される。運転中に携帯電話やスマホを手にしながら通話をする・ナビを凝視するなどの使用等（保持）も、交通の危険を生じさせること



百合子さんの遺影（上）。破損した百合子さんのバイクが事故の衝撃を物語る。下を向いて漫画を読んでいた受刑者は前方を見ずに運転。ノーブレーキで突っ込んだ（井口さん提供）

「加害者も人生を失うことを自覚してほしい。運転中はカバンに入れ、手に届かないところに置けば諦めもつく。ハンズフリーは規則的にOKでも、会話に引き込まれるので

やめたほうがいい。カーナビとして見る場合も、チラ見を意識したほうがいいですね」

スマホ運転、これって違反になるの？

動画配信サイトをBGMがわりにする	画面を見なければ違反ではない
同乗者から見せられた画面を凝視	同乗者も違反の補助や教唆になる可能性
ドリンクホルダーに入れる	持たない、画面を見なければ違反ではない
運転中にカメラで撮影	携帯電話使用等（保持）で違反
ゲームをして人にぶつかりそうになった	携帯電話使用等（交通の危険）で違反
赤信号で停車中にメールの確認	少しでも車が動けば携帯電話使用等（保持）で違反